青　医　第　１３２５号
令 和 ８ 年 11月 18日

各診療所の長
各診療所開設予定者　殿

青森県健康医療福祉部医療薬務課長
（ 公　印　省　略 ）

令和８年度青森県診療所の承継・開業支援事業に係る事業計画及び所要額について（４次募集・照会）

県の事業計画書（令和８年11月末 国提出期限）の作成に当たり、標記事業に係る見込みを把握する必要がありますので、当該事業の実施を予定している場合は、下記により事業計画書及び所要額等を御提出くださるようお願いします。

記

１　提出書類
別添のとおり

２　対象事業
別添の厚生労働省説明資料に基づき行う事業
※施設整備事業のみ

３　標記事業における本県の重点医師偏在対策支援区域
県内全ての二次保健医療圏を重点医師偏在対策支援区域とする。

４　提出先
下記担当まで

５　提出期限
令和８年11月26日（木）

６　留意事項
・今回の４次募集は、国の令和７年度補正予算の繰越分を活用するものであり、令和９年度への予算の繰越は認められないため、令和８年度内に補助事業を完了する必要があること。
・事業が複数年計画となる場合、国から承認された場合のみ、進捗率による補助を行うものであるが、複数年計画が認められたことをもって、来年度の補助が確約されるものではないこと。
・当該補助は県予算の範囲内で行うものであること。

担　当　良医育成支援グループ　木村
電　話　017-734-9288
メール　ryoi_ik@pref.aomori.lg.jp

令和８年度　診療所の承継・開業支援事業
施設整備事業について　記載上の留意事項１

（１）提出書類

・令和８年度青森県診療所の承継・開業支援事業（施設整備事業）意向調査票
・補助金所要額調
・事業計画書
※　上記３つは、エクセルファイル名：R8診療所の承継・開業支援事業（施設整備事業）意向調査様式　に格納
・平面図等図面（Ａ４又はＡ３サイズで、整備対象部分を色分けすること。新規以外は、新旧）
・整備後の各室面積一覧表
・事業積算根拠（見積書等）

（２）事業の対象経費

令和７年11月11日以降に承継又は新規開業し、施設工事の契約を国の内示日（令和８年12月末予定）以降に行う診療所、診療所と一体となった医師・看護師住宅の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費及び買収に要する費用。

なお、複数年計画とし、国及び県に申請を行い、承認を得た診療所を除き、令和７年度に同補助金を受け取った診療所は、対象外です。

（３）基準額

補助対象	１㎡当たり補助単価	補助率
○診療部門の整備費 ・無床診療所の場合　：160 ㎡ ・有床診療所の場合（５床以下）：240 ㎡ ・有床診療所の場合（６床以上）：760 ㎡ ○診療部門と一体となった医師・看護師住宅の整備費 ・医師住宅　：　80 ㎡ ・看護師住宅　：　80 ㎡	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ　：558,000 円 ブロック　：444,000 円 木造　：362,000 円	１／２

令和８年度　診療所の承継・開業支援事業
施設整備事業について　記載上の留意事項２
※　エクセルの１シート目

1　「事業区分」欄は、該当する区分を〇で囲むこと。

2　「承継・開業予定日」欄は、医療法上、承継又は開業をする予定日を記入すること。

3　「事業別」欄は、該当する事業を〇で囲むこと。

4　「事業期間」欄は、当該補助金に係る期間を記入すること。

5　「所在地」欄は、移転整備を予定している場合、移転後の所在地を（　）内に記入すること。

6　「事業の種別」欄は、次により記入すること。
・新築：新たに建物を建築する場合
・改築：従前の建物を取り壊して、これと位置・構造・階数・規模がほぼ同程度のものを建築する場合。なお、全面改築であって、従前のものと著しく異なるときは、その他欄に「全面建替」と記入すること。
・増築：敷地内の既存の建物に建増する場合。敷地内に別に建物を新築する場合
・改修：模様替え及び内部改修工事にあたる場合で、基本的に建築面積、床面積に変更はない場合

7　「抵当権の有無」欄は、補助対象物に対する抵当権の有無を記入すること。
※補助対象の建物に対する根抵当権の設定は不可。

8　「病床数」欄は、承継・開業後の病床数を記入すること。

9　「概算事業費」欄について
(1)見積書等による根拠ある金額を記入すること。
(2)財源内訳については、過大な国庫・県補助金を見込むことのないよう、充分留意すること。
(3)「事業団融資」欄は、社会福祉・医療事業団から借入を予定している場合、その金額を記入すること。

10　「事業の必要性」欄は、当該事業の必要性について、できるだけ具体的に記入すること。
（※必要に応じ、後日ヒアリングを行う予定です。）

なお、欄が不足する場合は、別様として差し支えないこと。